

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年11月21日

多摩市議会議員 大野 まさき

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 地球温暖化対策としての過度な暖房使用の抑制について
- 2 ファミリーシップ制度等について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年11月21日	No.8
	午前10時31分	

項目別質問内容

1	地球温暖化対策としての過度な暖房使用の抑制について 市内在住の大学生より、以下の相談を受けた。 「私は多摩市内に在住の大学生です。地球温暖化による様々な影響を考えて、皆が自分ごととして真剣にこの問題を捉え、現状のままではなく、より具体的に効果のある取組みをすぐにでも進めなければならないと考えている者です。地球温暖化対策の省エネ政策として、例えば冷房設定温度を28℃にすべきといった働きかけはあるものの、暖房について削減する積極的な取組みが感じられません。近年では暖冬傾向に関わらず、多くの人々が利用する公共空間においても設定温度が高目に設定され続け、無駄なエネルギーを消費していることになっていないでしょうか。「温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト」を見ると、二酸化炭素排出量の内訳は冷房が2.6%、暖房が15.9%を占め、暖房が冷房の約6倍となっていることがわかります。そのため、暖房を削減することを訴えることの方が効果的ではないかと考えます。 国は暑い夏季に節電を呼びかけていると思いますが、熱中症警戒アラートが出される程の危険な暑さの中では、冷房を節電するよりも、暖房についてこそ節電を呼びかけることの方が効果的であり、無理もないのではないのでしょうか。「十分な暖房が必要」という方もいらっしゃると思いますが、全ての方を対象に必ずしも行き過ぎた暖房使用に頼らなくとも、服装で寒さ対策を行うことを呼びかけるべきで、行き過ぎた暖房使用が前提とならずとも良いのではないのでしょうか。本当に寒い状況でなくとも「冬季でつけるべき時期だから」ということで必要以上に暖房が付けられている状況が放置されているように感じます。そうした状況こそ改善すべきで、それが為されることで地球温暖化対策としての有効な対策となるのではないのでしょうか。」
	上記の相談を受け、「多摩市気候非常事態宣言」を出している本市も何らかの具体的なアクションが取れるのではと私も考える。 本市の地球温暖化対策において、酷暑の中、冷房使用抑止を広く呼びかけることは、クールシェア等の取組みを実際に呼びかけ、実践している背景から難しいと考えるが、先述した必要以上の暖房使用の抑制について、広く市民や市内事業者等に呼びかけていくことは、季節が冬であっても暖かい日が増えてきていると思われる中、現実的に取組む余地があるのではないかと考える。 例えば、気温20℃となっているのに、季節が冬であるということで、特別に配慮が必要なご家庭や施設等でもないのに、当たり前暖房をつけることが前提になってしまっている事態が見受けられると思うが、事業者も含む市民に対し、本市も幅広く注意喚起や啓発を行っていくことを考えられると思

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年11月21日

多摩市議会議員 齋藤 せいや

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 教育の充実・課題について
- 2 各地域における教育課題について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年11月21日	No.9
	午前7時45分	

項目別質問内容

1 教育の充実・課題について
<p>11月の中旬に新型コロナウイルス対策について助言する厚生労働省の専門家会合が開かれ、今後も新規感染者数の増加が予想され、今年の夏の「第7波」のような感染拡大となる可能性もあると指摘しました。オミクロン株の「BA.5」に代わる新たな変異ウイルスへの置き換えや接触機会の増加の影響に注意が必要だという注意喚起がありました。また、今年の冬は季節性のインフルエンザも流行する可能性があるとして今まで以上に感染対策を行っていかねばならないと感じています。</p> <p>特に、感染者数が多い地域で10代以下の子どもで感染者数の増加幅が大きいなど、若い世代ほど人口当たりの感染者数が多くなっているとの情報もあるので学校現場では子どもたちに対してこれまで以上に正しい情報を伝えることが大切であると思います。</p>
<p>学校では学習指導要領をもとに授業を行っています。この学習指導要領は全国どの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準のことで、各教科の授業時数も学習指導要領で定められており、各学校の先生方が行事なども考慮しながら時間割を組んでいます。</p>
<p>日本の教育に対して様々な問題があると言われてきました。いくつか例をあげると、</p>
<p>1) 画一的な教育：日本では集団で同じ授業を受けるスタイルが主流となっており、生き方や価値観が多様化している現代では、個性を伸ばせない画一的な教育は大きな問題となっている。</p>
<p>2) 受け身の授業：日本では先生が授業を行い、生徒は黒板を板書する授業スタイルが採用されています。そのため授業の中で積極性を身に付けることが難しく、また先生も生徒の理解度を把握できないままになりがちである。</p>
<p>3) 暗記重視：授業や教科書の内容をしっかりと記憶すれば試験で高得点を取ることができ、覚えた内容から何かを学ぶ機会は少なくなってしまう、これでは自ら考える「思考力」が育ちません。また、丸暗記した内容は大人になると忘れてしまうため、最終的に役に立たないことも多くなる。</p>
<p>4) いじめの問題：連日ニュースで話題になるように、日本のどの地域においてもいじめの問題は絶えません。いじめを受けた子供は心に傷がつくのはもちろんのこと、最悪の場合には自ら命を絶つ場合もあり、日本の教育について考えるうえで避けて通れない問題だといえます。</p>
<p>5) 教育格差：親の経済力によって受ける教育の選択肢が変わる教育格差も、無視できない問題で、受けた教育の差はその後の人生を大きく左右す</p>

項目別質問内容

<p>るといったことも指摘されている。</p>
<p>これらの問題を考え子どもたちがより良い環境で学んでいくことが出来るように国は先ほど述べた学習指導要領をおよそ10年に1度の間隔で改訂を行ってきました。この学習指導要領の改訂によってすべての教育課題が解決できるわけではありませんが、社会のグローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、子どもたちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しを行うことで様々な問題の改善がみられていくのだと思います。そして現行の学習指導要領ではこれまでの「生きる力」の育成から社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指す「生きる力 学びの、その先へ」という目標を掲げています。</p>
<p>多摩市の子どもたちが学校教育の中で、これからの社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現できるようにするために以下、質問します。</p>
<p>(1) 現行の学習指導要領での指導がはじまり4～5年経ちましたが教育委員会として今回の学習指導要領の改訂についてどのように捉えているのかを伺います。</p>
<p>(2) 今回の改定の大きな変化として「主体的・対話的で深い学び」という言葉が使われていますが、このことで子どもたちへの指導方法はどのように変わったのかを伺います。</p>
<p>(3) 学習指導要領が改訂されたタイミングで教員に向けた指導・研修などは行っているのかを伺います。</p>
<p>(4) 多摩市では日本一英語を話せる児童・生徒の育成を掲げており、大きな成果をあげていると6月の市長所信表明でも述べられていますが、「主体的・対話的で深い学び」を実現させるためには理数教育の充実も重要だと思います。教育委員会としてはどのように考えているかを伺います。</p>
<p>2 各地域における教育課題について</p>
<p>教育に関する課題は学校の中だけではなく、地域にも様々なことがあります。これまでの一般質問では通学路安全や学童クラブなどの課題について質疑してきました。今回は大きな枠での地域課題についてお聞きしていきたいと思えます。</p>
<p>現在の地域の状況を見ると、高齢化や人口減少、厳しい財政状況の中で、地域課題・社会課題が増加しています。こうした課題が地域において解決できな</p>

項目別質問内容

<p>い要因の一つには、地域で活動してきた社会教育関係団体等が、少子化等の影響により活動への参加者が十分に集まらないなど、その活動を縮小する傾向があり、また、従来の地縁による団体が地域において担っていた教育力が低減していることもあげられます。</p>
<p>現代社会の変容の中で、こうした社会教育関係団体の努力等の他に、地域社会に必要とされるのは、これまで提供されてきた行政サービスなどの維持といったいわゆる「公助」を期待する地域住民の受け身の意識ではなく、「互助・共助」の視点から、自ら生活する地域を創っていく、という地域住民の主体的な意識だと思えます。</p>
<p>家庭についても、子どもの教育について関心が高い家庭がある一方で、様々な状況もあり家庭教育を行うことが困難になってしまっている家庭もあり、家庭教育の二極化とも言える状況が見られます。</p>
<p>地域が学校と連携・協働することは、地域がその教育力を高め、持続可能な地域づくりにもつながるものです。今後、学校内に閉じない「社会に開かれた教育課程」の実現が必要とされており、社会教育との連携も重要とされています。一方で子どもたちへの教育は学校だけで完結するものではありません。特に変化の激しい時代にあって、地域住民や企業、NPOなど様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることで、将来を生き抜く子どもたちに必要な知識・能力を育成することができると思えます。</p>
<p>また、地域の大人は、子どもが関わる事件に際して、そのことをどこに連絡・相談したら良いのか分からないとの実態もあり、学校と地域の連携の中で子どもの様子を見守っていくことが重要である。</p>
<p>これらの状況の下で、地域における学校との連携・協働を進めていく際には、何よりも子どもを中心の軸において検討することが必要だと思えます。多摩市の教育が地域ともに子どもたちを支えていけるようにするために以下、質問します。</p>
<p>(1) 現在多摩市内には小学校が17校、中学校が9校あります。それぞれの地域ではそれぞれの教育的課題があると思えますが教育委員会としてどのように課題解決を図っていこうとしているかを伺います。</p>
<p>(2) 市内の小中学校では校舎の改修・建替えが順次進んでいますが、まだ工事が進んでいない学校に関してはどのようになっているのかを伺います。</p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>
<p></p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年11月21日

多摩市議会議員 岸田 めぐみ

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 子どもの頃から本人にも周囲にもわかりにくい精神障がいの理解を広げよう
- 2 障がいのある女性の困難さについて

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年11月21日	No. 10
	午前6時57分	

1 子どもの頃から本人にも周囲にもわかりにくい精神障がい理解を広げよう

精神障害者保健福祉手帳（以下、精神障害者手帳）を持っている方は2020年に本市でも1,485名と7年前と比べて1.28倍に増えています。精神障害者手帳の取得にハードルの高さを感じている方もいると聞いています。実際に精神障害者手帳を持っていなくても障害福祉サービスを利用している方もいます。つまり精神障害者手帳の所持数以上に、精神障がいの方がいると推察されます。

「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」も施行され、共生社会の実現のためにさまざまな取り組みが行われています。しかし精神障がいに対し不当な扱いや社会的に排除するなど、辛辣な差別や偏見の対象となっています。その矛先は家族にも及び、家族の生活にも影響を与えており、当事者も家族も精神障がいについては話すことができないという声が届いています。

学習指導要領改訂により、高校生は「精神疾患の予防と回復」について再び学ぶことになりました。保健の授業で他にもさまざまな疾病について学習しますが、偏見や差別について学ぶのは精神疾患のみです。学校教育で正しい知識を身につけることは、発症した時に当事者が自分の身に起こる兆候や友達や家族のいつもと違う様子に気が付くことで早期発見されること、そして医療や支援に繋がりがやすくなることや、精神障がいに対して正しい理解が広まることが期待されます。当事者がオープンな存在として多摩市で生きていくことができるよう、誰でもなり得るのに、見えない障がいと言われ、理解が広がっていない精神障がいについて子どもの頃から正しく理解することが大切だと考えて、以下質問を致します。

- (1) 小学校において子どもたちが当事者からお話を聞き、体験できる「ひとときの和」は大切な機会です。精神障がいについての取り組み内容について伺います。また実施してくださる当事者団体の選定の考え方、方法について伺います。
- (2) 学習指導要領では小学校5年生で「不安や悩みへの対処」。中学1年生で「ストレスへの対処」について学ぶと聞いていますが、小・中学校で行われるメンタルヘルス教育の内容について伺います。
- (3) 子どもたちが学ぶことと同時にそのことを生かすためにも、周囲の環境整備が必要だと考えます。その点についてどのような取り組みが行われているのでしょうか。
- (4) 子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例（以下、子若条例）を踏まえ、子ども・若者ワークショップが開催されました。精神障がいを持つ方の中にはコミュニケーションに課題を感じ

ている人もいます。子ども・若者の意見の表明を担保するために、どのような配慮が行われたのか伺います。またその配慮について、どう知らせたのか伺います。

- (5) 子ども・若者の相談・救済・権利擁護の機関の設置について、検討の進捗状況について伺います。

2 障がいのある女性の困難さについて

人の性は多様なものであることを前提としながら、障がいのある女性の生きづらさは、ジェンダー平等と障がい者差別についてそれぞれ取り組んでいても、時にこぼれ落ちることもある課題です。女性であり障がい者であることで困難さが単なる足し算ではなく、掛け算となり深刻なものになっていることがDPI女性障害者ネットワークがまとめた「障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査」からも浮き彫りになっています。性暴力の被害は男性より女性の方がリスクを負っていると言われていますが、障がいのある女性はさらにリスクは高くなり、調査によると障がいの弱みに付け込まれ3割超が被害を受けたことがあることがわかりました。女性に押し付けられている困難を受け一方で、入浴や生理に関する介助について性を無視した扱いをされ、個人として尊重されないこともあります。そしてそこに障がいの無理解も加わります。

障がいのある女性の困難さはさまざまな要因が複雑に絡まって起こっていますが、例えば障がい者に関わる調査は、ジェンダーを切り口に分析したものは少なく、その逆も同様です。そのため障がいのある女性の困難さを解消するにはまずは問題が可視化され、みんなで課題を共有することから始まると考え、以下質問致します。

- (1) 本市における障がいのある女性の困難さについて、相談窓口をとっても女性センターやしごと・くらしサポートステーション、の一まやあんど、子ども家庭支援センター等、様々な部署が把握していると考えますが、情報の収集や分析はどの部署が行うのでしょうか。
- (2) 本市における障がいのある女性の困難さの実態について伺います。
- (3) その困難さを解消するために、市が行ってきたことについて伺います。
- (4) 複合差別実態調査からも障がいのある女性は性暴力の被害を受けるリスクが高いことがわかっており、特別支援学級の子どもの達への性教育は重要です。内容について伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 市内小中学校においてメンタルヘルス教育で連携をとっている専門家や団体。
- ② 市の機関の全ての職員及び指定管理者の業務に従事する者に行われた精神障害についての研修、啓発。過去三年分。特に学校職員、児童館職員、児童民生委員について。
- ③ 障がいのある女性の相談内容と件数、相談先。障がいのある男性の相談内容と件数、相談先。過去三年分。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2022年11月20日

多摩市議会議員 安齊 きみ子

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 住みつづけられる街づくりを・・・永山地域を中心に住宅問題
について
- 2 公設・民営の学童クラブの課題について

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 4年11月20日	No. 1 2
	午後 9時28分	

項目別質問内容

<p>1. 住みつづけられる街づくりを・永山地域を中心に住宅問題について ニュータウン再生とは言うものの、住み続けられる街づくりをめざして、まずは現実問題の解決が迫られています。</p> <p>今永山地域の住まいの問題は、高すぎる UR 賃貸住宅の家賃、入りたくても当たらない都営住宅、建替えにしても、改修・修繕にしても多大な費用負担が重くのしかかる分譲住宅、など課題は山積しています。</p> <p>永山地域の住宅問題の現実に対峙しつつ、さらに将来を見据えた若者や子育て世代を迎えたニュータウンの再生をめざさねばなりません。再度質問を重ね解決策を見出したいと思います。</p>
<p>(1) UR 賃貸住宅について</p> <p>① UR 賃貸住宅の高すぎる家賃の問題については、市長からも度々 UR 都市機構に働きかけがありました。家賃の引き下げの配慮を UR に求める要請では、文書要請だけでなく、直に市として面談し働きかけたと聞いています。その後働きかけはあったのか伺います。</p> <p>② 空家対策について、市はどう捉えているのか伺います。家賃を下げて募集の枠を広げれば入居者は増えると思います。コロナ禍にあって住まいを求める人たちのニーズは高いと思います。見解を伺います。</p> <p>③ 建替えに伴う高家賃化は行く先を失う人たちを生み出しかねません。諏訪 2 丁目の UR 賃貸住宅の新築住宅への転居の実態を伺います。</p> <p>④ UR 賃貸住宅の空家対策と高家賃対策のためにも、借り上げ市営住宅の構想を市としても考えていただきたいと考えますが、見解を伺います。</p>
<p>(2) 都営住宅について</p> <p>① 都営住宅の空き住戸について、共産党都議団が都民団体の調査にもとづき約 3 万戸、全体の 12% に及ぶという結果を示しました。その上で新規募集の拡大を求めたところ、東京都が「今後とも募集戸数の増加を図る」と問弁。市として多摩市内の都営住宅の空家の状況は掴んでないのか伺います。</p> <p>② 都営住宅募集の際に、地元（多摩市）割当てを増やすように、市として東京都に要請してください。</p> <p>③ たま広報（11 月 5 日号）に市営住宅、都営シルバーピアの募集が掲載されました。過去の募集について募集枠と競争率について伺います。また高齢化が最も多くなるここ数年、見守り機能を備えるシルバーピアはもっとも期待される住まいです。市から都へ拡充を働きかけてください。</p> <p>④ 東京都においては、コロナ禍にあって低廉な家賃の都営住宅に学生の</p>

項目別質問内容

<p>入居の検討が始まっていると聞きます。この情報について伺います。</p>
<p>(3) 分譲住宅について</p>
<p>① 分譲住宅については、組合員の合意のもと、改修・修繕の道を選ぶ分譲団地も存在する一方、建替えを模索する分譲団地もあります。それぞれを尊重しなければなりません。そうした中で「多摩市マンション再生等合意形成支援事業補助」は住民合意のための大きな支えです。再生合意のために継続した支援をお願いします。またより充実した支援も要望しますが、市の見解を伺います。</p>
<p>② 今年3月議会の私の一般質問で諏訪・永山まちづくり計画（住宅政策）について質したところ、市長答弁で「国の制度改正に合わせ、令和4年度に建替え型の補助対象の拡充や既存ストック再生型の補助要件の緩和など、市の要綱や運用の改正を行う予定です」との事でしたが、具体的にはどうなったのか伺います。</p>
<p>2. 公設・民営の学童クラブの課題について</p>
<p>多摩市の学童クラブが、公設・民営化に代わって15年、全学童クラブの運営が民間委託になって2年。学童保育事業を受託したのが、市内の保育所を運営する社会福祉法人であることから、保育所から学童保育へと子どもたちの育ちの支援に継続性があること、お互いに顔が見える関係があることなどの利点もあり、また安心感もありました。一方、障害児の放課後デイサービスが民間社団法人や株式会社が担う道も開かれ、学童クラブの役割も肩代わりしています。</p>
<p>こうした中で、公設・民営の学童クラブについて課題などを明らかにしておくことも大事だと考え、以下質問します。</p>
<p>(1) 仕様書について</p>
<p>① 改訂された仕様書は、現状に合わせより緻密につくられてはいません。しかし契約期間については1年となっています。安定的な運営のためには、複数年度に渡る契約も検討すべきではないかと考えますが見解を伺います。</p>
<p>② 職員配置基準について伺います。施設責任者、支援員、及び臨時の支援員が配置されています。委託費は市の基準で支給されていると思いますが、各学童の職員の賃金については各法人により賃金体系に違いがあるのか伺います。</p>
<p>③ 仕様書には児童館及び学校等（放課後子ども教室との一体化及び連携を含む）と学童クラブの関連が指摘されています。放課後子ども教室と学童クラブの一体化・運営も検討されているのか伺います。放課後子ども教室については多様な取組みがされていますが、それは居場所</p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年11月20日

多摩市議会議員 三階 道雄

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 公共施設に Wi-Fi の整備を！
- 2 デジタルデバイド対策の強化について
- 3 気候変動とエネルギー問題について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和 4年11月20日	No.13
	午後 7時 8分	

項目別質問内容

<p>1 公共施設にWi-Fiの整備を！</p> <p>今の時代、子どもや若者達の勉強や、リモートワークをしている方にとってインターネット通信は欠かせません。またコロナ禍によって働き方改革も進み在宅ワークも増えています。子ども達も今や、タブレット端末やPCでの勉強が当たり前となっています。</p> <p>しかしながら、自宅でのワークスペースや個人の勉強部屋が無い、十分なWi-Fiの環境が無い家庭も多くあります。また小グループで集まって勉強がしたいとの声もあります。</p> <p>そのように市民の多くの方々のライフスタイルも、今や変わってきています。その声に応え、公共施設も使い勝手の良い施設に変えるべきです。</p> <p>特にあって便利だと思われる、公共施設「コミュニティセンター・公民館・図書館」にWi-Fiや電源を整備し、コワーキングスペースとして、また勉強のできるスペースの整備を望みますが、市の見解を伺います。</p>
<p>2 デジタルデバイド対策の強化について</p> <p>今や、全国的にもIT・デジタル化が進み、行政サービスや民間のサービスもオンライン化へと変化しています。デジタル機器を利用できる方とできない方で受けられるサービスに差が生じているのが実態です。</p> <p>特に高齢者の方々が、まだ多いのではないのでしょうか。</p> <p>高齢者の方々にとってもスマートフォンを使いこなせばとても便利で有用です。例えば、遠方に住む家族やご友人とのコミュニケーションが容易となり、家族の安心につながります。インターネットでの買い物も自宅まで配送され、とても便利です。また近い将来では医療や介護など、オンラインを使った遠隔診療や薬の配送などが主流となります。更には、災害時の安否確認や避難情報の共有に役立ち、福祉の向上が期待されます。</p> <p>便利とわかっていながらも、「別になくても暮らせる」「よくわからない」「費用が掛かる」など多くの方々が躊躇していると思われます。そのような方々がスマートフォンに親しみ、安心、簡単に活用できる取組みの推進を期待します。</p>
<p>(1)「スマホ教室」の更なる拡充が必要と思われるが市の認識と見解について伺います。</p>
<p>(2) スマートフォンを持っていない方などに対する取組みが必要です。スマホに触れさせる体験などの実施が有効かと思われるが、市の認識と見解について伺います。</p>
<p>(3) スマホの購入費用が高額との声もあります、購入費の助成など何かしらの支援が必要と思われるが市の見解を伺います。</p>

項目別質問内容

<p>3 気候変動とエネルギー問題について</p> <p>地球温暖化対策を議論する国連気候変動枠組み条約第27回締約国会議（COP27）が、エジプトで開催されました。</p> <p>ロシアのウクライナ侵略が各国の温暖化対策に影響を及ぼす中、国際社会が脱炭素の取り組みを維持・強化できるかが最大の焦点となりました。</p> <p>昨年COP26では、各国が気候変動への強い危機感を共有し、温室効果ガス排出量の削減目標を引き上げましたが、ウクライナ危機に伴い、エネルギーの供給が不安定になったことで脱炭素化に逆行する動きが広がりました。</p> <p>こうした中で開かれたCOP27は、議長国のエジプトが示した合意文書の改定案には、段階的に削減する対象を石炭から全ての化石燃料に拡大する方向性は明記されず、足踏み状態となりましたが、気候変動に伴う災害の「損失と被害」に対応するための基金を2023年に創設すると盛り込み、途上国に配慮した形で幕を閉じました。</p> <p>10数年前では、こうした気候変動に伴う災害は半信半疑でありましたが、今や各国が認めているのが実態です。</p> <p>改めて強調したいのは、気候変動は「気候危機」であるということです。国連防災機関によると、直近20年間の気候関連の災害による被害額は2兆2450億ドル（約280兆円）で、その前の20年間と比べ約2.5倍に増えています。</p> <p>また、国連環境計画（UNEP）は10月27日発表の報告書で、現状の各国の温室ガス削減策では21世紀末に産業革命前に比べ、平均気温が2.8度上昇すると結論付けました。温暖化対策の国際ルール「パリ協定」が掲げた1.5度を大きく上回る数字であります。今後さらに国際社会が結束して対応することが何より重要であります。</p> <p>このような世界的な流れの中、多摩市でも「気候非常事態宣言」を発信し、その主旨として全市民と共有し、一人ひとりがこの気候の危機を「自分のこと」として考え、市民全員で取り組んでいただくことでもあります。しかしながら、まだそこまで至っていないのが現状ではないでしょうか。ただ、原油高、エネルギーの高騰により、市民の多くの方々がエネルギーに対し、関心ごととなっているのも事実です。</p> <p>そのような中、多摩市として環境政策とエネルギー問題について、どのように進めていくのか、今後の取り組みや具体策について伺います。</p>